

借用書

収入印紙

借入れの内容

貸主	
借入金額	
借入日	
利息	
分割返済	
返済方法	
遅延損害金	

借主は、上記のとおり貸主から金員を借り受け、本日これを受領した。借主は、次の返済予定表及び条項に従って返済することを約する。

返済予定表

回	返済期日	返済額（円）	返済後の残高（円）	返済日・確認
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計				

第1条（分割返済）

借主は、借入金を返済予定表のとおり分割し、各返済期日までに上記の返済方法により貸主に支払う。返済期日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日を返済期日とする。

第2条（期限前の返済）

借主は、返済期日の前であっても、借入金の全部又は一部をいつでも返済することができる。この場合、返済した額は、最終回の分割金から順に充てる。

第3条（期限の利益の喪失）

借主について次のいずれかの事由が生じたときは、借主は、貸主からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに借入金の残額を返済する。

- (1) 分割金の支払を引き続き2回以上怠ったとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- (3) 差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき
- (4) 貸主に通知しないで住所を変更し、所在が分からなくなったとき

第4条（遅延損害金）

借主が分割金又は残額の支払を遅滞したときは、遅滞した金額に対し、支払期日の翌日から支払済みまで上記の遅延損害金の割合による金員を支払う。

第5条（住所等の変更）

借主は、住所、氏名又は連絡先を変更したときは、直ちに貸主に通知する。

年 月 日

借主

住所

氏名



電話番号